

規 則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十一号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第五十四条第二項の規定により建築基準法第六条第一項の確認の申請書を併せて提出し、同法第六条の三第四項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けている場合 当該通知書又はその写し

附 則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。